

# 駐車監視員資格者講習等実施要綱の制定について

平成17年5月25日

通達甲交指第11号警察本部長

各部課（所、隊）長

警察学校長

各警察署長

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習及び同号ロに規定する認定の運用について、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成17年6月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

## 駐車監視員資格者講習等実施要綱

### 第 1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イの規定に基づき茨城県公安委員会が実施する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）及び同号ロの規定に基づく認定（以下「認定」という。）について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「確認事務委託手續規則」という。）及び放置車両確認事務の委託手續に関する事務取扱規程（平成17年茨城県公安委員会規程第2号。以下「委託手續事務取扱規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 講習等責任者

- 1 交通部交通指導課に、講習及び認定（以下「講習等」という。）に係る事務を円滑かつ効果的に運用する者（以下「講習等責任者」という。）を置く。
- 2 講習等責任者は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を充てるものとする。
- 3 講習等責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 講習計画の作成に関すること
  - (2) 講習等の実施の管理に関すること
  - (3) 講習で使用する教材に関すること
  - (4) 確認事務委託手續規則第8条第3号に規定する修了考査及び委託手續事務取扱規程第4条に規定する認定考査の実施に関すること
  - (5) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること

### 第 3 講習等補助員の指定

- 1 講習等責任者は、受講者の人数や会場規模等に応じて、講習等の補助を行う者（以下「講習等補助員」という。）を指定するものとする。
- 2 講習等補助員は、資料の配付、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他第4の講師の指示に従い講習を補助するものとする。

#### 第 4 講師の資格要件等

講師は、警察職員又は警察職員であった者の中から、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性があると認められる者をもって充てるものとする。

#### 第 5 講習環境

講習のクラス編制は、講習効果の上がる適正な人数（原則として50人程度）で行うものとする。ただし、多数の受講者が見込まれ、多人数のクラス編制で行わなければならないときは、会場規模、講習人員に応じて必要な視聴覚機材等を活用するほか、講習等補助員を増員配置するものとする。

#### 第 6 講習計画の作成

- 1 講習等責任者は、講習実施予定日の1月前までに別表1に掲げる駐車監視員資格者講習教授細目基準に基づき講習計画を作成するものとする。
- 2 講習等責任者は、講習計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 講習の内容が修得すべき知識の順序、難易度等を考慮して、受講者が理解しやすいように配列されていること。
  - (2) 講習計画書に、講師の氏名、講習等補助員の人数、使用する教材等並びに設置すべき視聴覚教材が示されていること。

#### 第 7 受講申込書の受理

- 1 講習等責任者は、確認事務委託手続規則第7条に規定する講習の受講申込書の受理に当たっては、当該申込書の記載事項等に、不備がないかどうか確認の上、駐車監視員資格者講習受講票（様式第1号）を申請者に速やかに交付するものとする。
- 2 記載内容等に不備が認められたときは、速やかに申請者に補正を行わせた上で受理するものとする。

#### 第 8 講習の実施

- 1 講習等責任者は、講習計画に従い、適切かつ効果的に講習を実施するものとする。
- 2 講習等責任者は、講習用に作成したテキスト又は教本及び資料を教材とするものとし、より講習効果が高まると認められる場合には、積極的に視聴覚教材を活用するものとする。

#### 第 9 修了考査の実施

- 1 修了考査は、修了考査を除くすべての講習項目を終了した日からおおむね一週間後に

実施するものとする。

- 2 修了考査は、講習項目のすべての課程に出席した者について行うものとする。ただし、当該講習項目の課程のおおむね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情がある者については、修了考査を実施することができるものとする。

#### 第 10 修了考査の出題

- 1 修了考査の出題は、正誤式問題50問とし、配点は、1問につき2点の100点満点とする。
- 2 修了考査の時間は、1時間とする。
- 3 修了考査の出題の基準は、別表2に掲げる駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準によるものとする。

#### 第 11 修了考査の合否判定基準等

- 1 修了考査の合否の判定の基準は、90点以上の者を合格とする。ただし、修了考査において不正行為を行った者は、その得点にかかわらず、不合格とするものとする。
- 2 採点した修了考査の点数は、公表しないものとする。

#### 第 12 修了考査の合否判定結果の発表

修了考査の合否判定結果の発表は、修了考査を実施した同日、同場所において合格者の受講番号を掲示して行うものとする。

#### 第 13 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

講習等責任者は、修了考査の合格者に対し、確認事務委託手続規則第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付するものとする。

#### 第 14 合格取消しの通知の方法

- 1 講習等責任者は、委託手続事務取扱規程第5条の規定に基づき修了考査の合格を取消すときは、取消しを受ける者に対し、同条に規定する合格取消し通知書を送付するものとする。
- 2 前項の場合において修了証明書を交付しているときは、当該修了証明書を速やかに返納させるとともに、合格の取消しを受ける者の氏名等を警察庁及び他の都道府県警察に対し、速やかに申(通)報するものとする。

#### 第 15 講習実施結果報告書等の備付

講習等責任者は、講習の実施について、駐車監視員資格者講習実施結果報告書（様式第2号）及び受講者名簿（様式第2号の2）を備付け、所定の事項を記載しておくものとする。

#### 第 16 認定申請書の受理

講習等責任者は、確認事務委託手続規則第10条第2項に規定する認定申請書を受理した

ときは、当該認定申請書の記載内容及び同条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面の内容を確認し、不備がないと認めるときは、駐車監視員資格者認定検査受検票（様式第3号）を申請者に速やかに交付するものとする。

#### 第 17 認定検査の実施

認定検査の実施については、第10から第14までの規定を準用する。この場合において、「修了検査」とあるのは「認定検査」と、「修了証明書」とあるのは確認事務委託手続規則第10条第4項に規定する「認定書」と読み替えるものとする。

#### 第 18 認定検査実施結果報告書等の備付

講習等責任者は、認定検査の実施について、駐車監視員資格者認定検査実施結果報告書（様式第4号）及び受検者名簿（様式第4号の2）を備付け、所定事項を記載しておくものとする。

（様式略）